

	号外	定価1部2円	休暇制度拡充が実現。取得しやすい職場環境の実現に向け、職場の理解の醸成と人員確保に取り組もう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

不妊治療に係る休暇 2022年1月から 出生サポート休暇 新設

交渉成果 国より拡充 移動・治療に4時間程度で10日付与

12月21日、県人事委員会は「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」を改正し、不妊治療のための休暇（通称：出生サポート休暇）を新設し、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、次のとおり取得できることとした（時間取得も可能、会計年度任用職員を含む）。2022年1月に施行される。

項目	体外受精及び顕微授精 以外の不妊治療	体外受精及び 顕微授精
説明会	5日	10日
通院治療	5日	10日
拡充 通院治療（移動及び治療の時間を合わせて4時間程度要するもの）	<u>10日</u> （国は5日）	10日

当県では専門医療機関が限られていることを踏まえ、通院実態を踏まえた制度となるよう、岩手県地方公務員共闘会議（議長：金田一文紀岩教組委員長）で交渉を重ねてきた。11月4日総務部長交渉において、「運用面において、可能な限り柔軟に対応。国を上回る運用ができるよう、人事委員会と調整」との回答を引き出し、協議を続けてきた。

その結果、体外受精・顕微授精以外の不妊治療であっても、県独自で「移動及び治療の時間を合わせて4時間程度要する」場合も 10日付与される。要求に一定応えた制度が実現できた。

希望する職員が仕事を続けながら不妊治療を受けることができる休暇制度創設は大きな改善の一つ。もともと、恒常的に人員不足が続く職場実態の中、取得しやすい職場環境の整備と職場の理解醸成が課題。更なる労働条件改善に向け取り組みを進めていく。



◆ 出生サポート休暇の対象範囲は？

- ・ 不妊治療（検査、疾病治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等の治療）、治療後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定のための通院も対象。治療等に係る医療機関の説明会の参加など（必要と認められる移動（自宅又は職場）を含む）。
- ・ 配偶者の診断結果やその後の治療方針の説明を聞く場合も対象（治療を受けず、単に配偶者の通院に付き添うためだけの場合は対象外）。（続きは裏面を参照）

◆ 10日の取得日数となる要件（※通常は5日）

- ・体外受精及び顕微授精等に係る医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらの通院や出席に必要な移動を含む）等
- ・体外受精及び顕微授精以外の治療のため、医療機関への移動及び治療の時間を合わせて4時間程度要する場合（不妊治療に係る説明会にのみ出席する場合を除く）。

※途中で上記以外の不妊治療を受けることになった場合や、その後の治療等が4時間未満となっても、休暇期間の上限は10日間のまま（5日に変わらない）。

◆ 病気休暇の取得も可能

- ・出生サポート休暇の対象となる不妊治療であっても、疾病の治療と認められ、病気休暇の事由に該当すれば、本人の判断で病気休暇を取得可能。

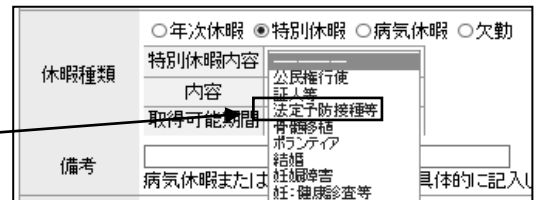
◆ 妊娠後の休暇

- ・不妊治療を行っていた職員が妊娠し、産婦人科等に受診先が変わった場合は、妊産婦の保健指導・検診に係る休暇の対象となる。

◆ 申請方法(勤務時間管理システムの場合)

- ① **特別休暇** → **法定予防接種等** を選択

※選択肢に「出生サポート休暇」が追加されるまでの運用



- ② **備考欄**に、「出生サポート休暇に係る通院等のため」や「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第7号に規定する通院等のため」と記載
- ③ 休暇承認に係る証明書は、診察券、領収書、治療の内容が分かる書類等が挙げられる（所属長が確認する必要がある場合のみ）。

確定闘争で特別休暇・更に拡充!! 1月1日施行

◆子等の看護休暇◆ 職員が養育する子の要件を、22歳（今までは15歳）に達する日以後の最初の3月31日まで取得可能となる…会計年度任用職員も同様の措置

◆会計年度任用職員の特別休暇の有給化◆

・不妊治療のための休暇（常勤職員と同様の措置） （2021年度は年度途中でも1年分の日数付与）	有給で新設	2022年1月1日 施行
・産前・産後休暇（それぞれ最大8週） ・配偶者出産休暇（日数3日※国2日を上回る日数） ・育児参加休暇（男性：日数5日）	無給 → 有給	

◆コロナ禍による結婚休暇・キャリアアップ休暇の取得期間延長◆

○結婚休暇：2019年2月2日～2022年4月1日に結婚⇒2023年3月末まで取得可能

○キャリアアップ休暇

2021年3月末で取得期間満了した未取得者にも、**2023年3月末まで延長が実現。**

採用の日	当初の満了日	変更後
㊦1993年(H5)4月2日～1994年4月1日	2021年3月末	2023年3月末
㊥2003年(H15)4月2日～2004年4月1日		
㊦1994年(H6)4月2日～1995年4月1日	2022年3月末	
㊥2004年(H16)4月2日～2005年4月1日		

㊦は25年経過者、㊥は15年経過者